

令和8年4月10日制定

市長決裁

## 川崎市止水板購入促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の建築物に簡易型止水板を購入及び設置する者に対して、川崎市がその購入に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金として交付することについて必要な事項を定め、もって浸水対策の一環として、局地的豪雨の増加等に伴う下水道の処理能力を超える降雨に対する自助及び共助の取組を行う者を支援することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「簡易型止水板」とは、建築物の出入口等に設置し、浸水を防除する設備（接続に必要な部材等を含む。）をいう。

### (簡易型止水板の基準)

第3条 この要綱による補助を受けて市内の建築物に設置するために購入する簡易型止水板は、市販品かつ未使用品とし、L字型・自動ドア前用など形状は問わないが、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 金属製、樹脂製の浸水に耐え得る材質であるもの
- (2) 取外し又は移動が可能であるもの
- (3) 繰り返しの使用が可能であるもの
- (4) 高さが50cm以上であるもの

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住し、又は居住を予定している住宅に設置する簡易型止水板を購入する個人
- (2) 共同住宅に設置する簡易型止水板を購入する当該共同住宅の所有者又は

## 管理組合

- (3) 事業所等（事業の用に供する建築物（工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他これらに類する施設をいう。）をいう。以下同じ。）に設置する簡易型止水板を購入する者

（補助金の交付要件）

第5条 前条の補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと（事業を営む者にあつては、当該事業に係る市税その他の租税を滞納していないこと。）。
- (2) 簡易型止水板を設置する住宅、共同住宅又は事業所等の所有者と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が異なる場合又は共有者がいる場合は、所有者又は全ての共有者との間で第7条の規定による申請を行うことについて同意を得ておくこと。
- (3) 補助金の交付対象者（法人にあつては代表者又は役員、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者）又は第8条第1項に規定する補助金の交付に係る事務手続の委任を受けた者（法人にあつては代表者又は役員、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (4) この要綱以外の規定による国、県、本市及び本市以外の地方公共団体の簡易型止水板と同種の補助制度を利用して補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又はこれに準ずる法人については、補助金の交付の対象外とする。

3 補助金の交付は、簡易型止水板を設置する建築物1棟（共同住宅の場合は

、区分所有部分を一つの建築物とみなす。)につき1回限りとする。ただし、天災その他この要綱に基づく補助金の交付を受けた者の責めに帰すことができない理由により簡易型止水板が破損したため、第3条に規定する簡易型止水板を購入するときは、この限りでない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、第3条の基準を満たす簡易型止水板の購入価格(接続に必要な部材等に係る額を含み、消費税相当額を除く。)の2分の1に相当する額とし、100,000円を限度とする。ただし、設置工事及び配送に要する費用は、補助の対象とならない。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、簡易型止水板の購入前に、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI。以下「オンライン手続」という。)又は郵送により、川崎市止水板購入促進補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物の配置図等に簡易型止水板の設置予定箇所を示した図面(設置予定場所の写真等)
- (2) 簡易型止水板の仕様が分かる書類(カタログの写し等)
- (3) 見積書等の写し
- (4) 本人確認書類(顔写真のある本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の場合は1点とし、顔写真のない官公署等から発行された本人確認書類の場合は2点とする。)の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の1月末日

(当該日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日) までに行わなければならない。

(事務手続の委任)

第8条 申請者は、補助金の交付に係る事務手続を第三者に委任することができる。

2 申請者又は委任を受けた者は、前項の規定に基づく事務手続を行う場合、交付申請書に委任に関する事項を記載しなければならない。

3 委任を受けた者は、この要綱等を遵守し、適切な手続となるよう誠意をもって対応しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による交付の申請があったときは、当該申請書の内容等を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、川崎市止水板購入促進補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、川崎市止水板購入促進補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 交付決定者は、前条の規定による交付決定通知書の交付を受けた後、申請内容を変更し、又は簡易型止水板の購入を中止しようとするときは、オンライン手続又は郵送により、簡易型止水板の購入前に、川崎市止水板購入促進補助金変更・中止申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認

することが適当であると認めたときは、川崎市止水板購入促進補助金変更・中止決定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不相当と認めたときは、川崎市止水板購入促進補助金変更・中止不承認通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

4 第8条の規定は、申請内容の変更及び簡易型止水板の購入中止の申請について準用する。

（購入完了報告）

第11条 交付決定者は、簡易型止水板の購入が完了したときは、オンライン  
手続又は郵送により、速やかに川崎市止水板購入促進補助金購入完了報告書  
（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。  
。

（1）領収書の写し（購入日付、納品日付、氏名、品名、製品名、金額の内訳  
が明記されているもの。領収書が発行されない場合は、購入費を証する書  
類）

（2）購入した簡易型止水板の写真

（3）交付決定者の振込先預金口座の預金通帳の写し等振込先が分かるもの

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、交付決定通知書の交付日の属する年度の3月1  
0日（当該日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日）までに行わなければ  
ならない。

3 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、簡易型止水板の納品日から起算  
して14日以内に、第1項の規定による報告を行うよう努めなければならない。  
い。

4 第8条の規定は、簡易型止水板の購入完了の報告について準用する。

(完了検査及び補助金の交付額確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を検査し、必要があると認めた場合には、当該報告に係る簡易型止水板の購入について、職員に現地の状況を調査させ、及び報告を求めることができる。この場合において、購入が適正に行われていないと認めたときは、交付決定者に是正を指示することができる。

2 市長は、前項の検査及び是正の処置において、購入が適正に行われたものであると認めたときは、当該年度中に補助金の交付額を確定し、川崎市止水板購入促進補助金交付額確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法により行うものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第9条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取り消した際に損害が生じても、市による補償は行わない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、川崎市止水板購入促進補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第16条 補助金の交付を受けた者は、簡易型止水板を常に良好な状態で管理し、自助による浸水対策の推進に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、簡易型止水板の機能を維持するために必要となる点検、清掃、修繕等を自己の負担により行うほか、簡易型止水板の管理に起因して自己又は第三者に損害が生じた際は、自己の責任において解決しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の目的に反して簡易型止水板を使用し、譲渡（転売を含む。）し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。この場合において、浸水被害による応急対応として、補助金の交付対象となった第4条各号に規定する建築物以外の市内の建築物に簡易型止水板を設置することが、共助の取組に資すると補助金の交付を受けた者が判断したときは、当該各号に規定する建築物に浸水被害のおそれがない限りにおいて、無償で当該簡易型止水板を貸与することができる。

4 補助金の交付を受けた者は、天災その他やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の交付を受けた日から7年以上簡易型止水板を存続させなければならない。この場合において、転居等に伴い当該建築物を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、簡易型止水板の存続の必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(調査協力)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、簡易型止水板の使用状況

の調査、市の浸水対策の推進に向けた取組に必要な調査等について、協力を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する調査等に協力するものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、同年5月25日から適用する。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
第1号様式	川崎市止水板購入促進補助金交付申請書	第7条第1項
第2号様式	川崎市止水板購入促進補助金交付決定通知書	第9条第1項
第3号様式	川崎市止水板購入促進補助金不交付決定通知書	第9条第2項
第4号様式	川崎市止水板購入促進補助金変更・中止申請書	第10条第1項
第5号様式	川崎市止水板購入促進補助金変更・中止決定通知書	第10条第2項
第6号様式	川崎市止水板購入促進補助金変更・中止不承認通知書	第10条第3項
第7号様式	川崎市止水板購入促進補助金購入完了報告書	第11条第1項
第8号様式	川崎市止水板購入促進補助金交付額確定通知書	第12条第2項
第9号様式	川崎市止水板購入促進補助金交付決定取消通知書	第14条第2項及び第15条